

開催日:平成17年12月8日

会議名:平成17年 文教市民委員会

■ 男女共同参画推進条例について

橋本紀子議員

男女共同参画推進条例につきましては、その前に男女共同参画審議会においてプランを作成し、そしてまたその審議会が条例案をつくるということで、市長から諮問を受けたということです。それで、1年半、白紙委任を受けた状況で、審議会は10回にわたって検討を重ねてきたということで、本当に委員の皆様、関係者の皆様に敬意を表したいと思います。といいますのは、私ももう一回、ざっとですけれど、審議会のホームページにアップされたものを読ませていただきまして、一つ一つ非常に丁寧に議論をされてきたなということ、改めて痛感しているところです。答申が出まして、その答申を受けまして、市長は答申内容を尊重して条例案を作成するというので、今回、この条例案が提案されているわけですけれども、私も288のパブリックコメントをもう一回、これも読み返してみました。本当にたくさんの市民の方から、ご意見をお寄せいただいています。パブリックコメントのご意見の中にも、本当にまだまだ高槻市の実態の中で、いろんな考え方が存在しているということも、再確認したところです。そういうことも含めて、答申案をもとに条例案をつくるに際して、どのようにその意思を尊重して作成されたか、そのことをお聞かせいただきたいと思います。とりわけ前文、それから一番大事だと思われる基本理念、ここに当たってはどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

米谷市民参画室参事

答申案と、今回、提案させていただきました条例議案との比較と申しますか、どういう形で答申案の趣旨が盛り込まれているのかというご質問かと思えます。まず、前文につきましては、これは審議会の中でもご意見がございましたが、全体のボリュームが多いと、長いということがございました。そういったことから、1つは全体のボリュームを縮小するというのを念頭に置きました。ただ、内容につきましては、答申文の内容と大きくは変わっておりません。答申文と同じように、今日的な男女平等の現状、そして男女共同参画社会が必要とされる歴史的背景、そしてこの議案の中では、さらにそういうことを推進するために、男女共同参画社会基本法が制定されたという位置づけを明確にさせていただきました。また、それとともに、本市における男女共同参画の取り組みを、この基本法と相まって進めていきますということについて、整理をさせていただきました。そういうこ

とで、答申に書かれています内容が、ほぼこの原案についても踏襲されているという認識をいたしております。次に、基本理念の部分でございますけれども、この基本理念の部分につきましては5つの項目がございます。この5つの項目につきましては、第3条の中の1号から5号までということでございます。まず1号につきましては、答申の中にございました言葉を若干アレンジはしております。4条に書かれている言葉を3条へ持っていった。例えば、3条の1号にございます「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による直接・間接の差別的な取り扱い」、ここの「直接・間接の」というのは4条にあった言葉でございますけれども、理念の中で書く方がより明確になり、位置づけも高まるだろうということから、こちらに持ってまいりました。それ以外のところにつきましては、「妊娠や出産に関し、女性の意思が男性の意思と同等に尊重される」という部分。これにつきましては、答申と表現が変わってございますけれども、これは、今日的なといいますか、基本となっております条約等の解釈といったものを、正確に表現をさせていただこうという趣旨から、このような表現をさせていただきました。さらに答申にはございませんでしたけれども、今日的にこういう性に起因するいろんな人権問題に配慮いたしまして、「性別に起因するあらゆる権利の侵害が行われないこと」というのをつけ足させていただきました。また、2号につきましても、答申ではございませんでしたけれども、社会における性別による固定的な役割分担を生じさせてはいけないということにつきましては、男女共同参画社会の形成を阻害するようなおそれのあるものはだめですということで、一定の限定をさせていただきました。さらには、積極的格差是正措置を講じるとなっておりますが、それだけではなくて、それを講じるに当たって、関連する環境も整備しなければならないといったこと等々、より充実させるという意味で、修正あるいは補足をさせていただきました。ですから、答申に書いていただきました内容、これは答申の3条と4条の部分を合わせて3条の中に盛り込ませていただいている部分はございますけれども、条文の書かれている場所は違っているかもしれませんが、内容につきましては網羅させていただいたと理解いたしておりますので、よろしく願いいたします。

橋本紀子議員

よくわかりました。とりわけ今回のような理念条例といいますのは、さまざまな現実的な実態があっても、これをきっかけにして、これからそういった考え方を高槻市の中に広めていこうということが、目的になっていっていると思います。一つ一つの言葉の重みというのは、審議いただいた経過の中でも当然にございましたし、本当に吟味して検討していく必要もあると思っています。一方では国と府の条例とか、あるいは国際的な流れの動向、そういったものとの関連も大きいと思っています。私の方も、いろんなご意見を伺う機会がありました。条例制定が、男女共同参画を推進するための最終目標であるわけではないのは当たり前でございます。先ほども言いましたけれども、条例制定によって、広く市民に真の男女平等社会の実現に向けて、理解をいただくスタートラインという位置づけ

の法を考えまして、そのためには、さまざまな意見を克服しても、この条例を生んでいくときに——最終的にほかの委員のご意見も聞かなければいけませんけれども、全会一致で皆さんのご賛同をいただけたら、今後、それを進めていく上で大いに有意義じゃないかという基本的な考えを持っております。そのためには、全会一致のための努力をしなければならぬなども考えております。しかし、第3条の理念については、ほかの委員のご意見も伺いたいと思いますけれども、おっしゃることが、文言上は少しわかりにくいかなという気持ちを今、抱いております。とりあえず私の質問はこれで終わります、ほかの皆さんのご意見を聞きながら、考えさせていただきたいと思っております。

橋本紀子議員

本会議の質疑、あるいは先ほど来、さまざまなご意見がありまして、答申案に対して、まだまだ不十分ではないかという部分もあるというお話も出てはおりますけれども、基本的には答申の趣旨を尊重して、条例案を作成されたというご答弁でございます。また、ご審議いただいた経過を考えますと、それを尊重していかなければならないということを強く思いますし、ぜひ、皆で一致して、この条例案を世に送り出していくことが大切であろうと思っております。その際、ここに至って不十分な文言については、とやかく差しさわることは控えなければならぬと思います。この間、初めてだと思いますが女性議員が超党派で勉強会を重ねて、また意見交換をしてきました中に、やはりどうしても第3条の基本理念の第1項の文章が、市民にわかりやすくという立場から見れば、イメージしやすい文章にしていく方がいいのではないかという意見がございました。そこで修正の提案をさせていただきたいと思っております。本理念第3条第1項の文中、アンダーラインがあるところですが、「妊娠や出産に関し女性の意思が男性の意思と同等に尊重されること」という文章をよりわかりやすくするために、「妊娠や出産に関し女性と意思と男性の意思が同等に尊重されること」このように改めるように、修正案を提案したいと思っておりますので、お願いいたします。

橋本紀子議員

教育委員会の教育費の就学援助費についてお尋ねしたいと思います。就学援助費が増額補正されているわけですが、認定状況と昨年度との比較についてお尋ねしたいと思います。

四宮学務課長

就学援助費についてのお尋ねにお答えいたします。昨年度と今年度との就学援助の認定状況についてですが、昨年度の小学校の認定者総数は4,782人で、認定率は25.65%になっておりましたが、今年度は認定者総数を4,805人と見込んでおまして、

認定率は25.24%となる予定でございます。認定者総数は、在籍児童数が今年度は若干増加していることから23人の増となっておりますが、認定率では0.41%の減となっております、ほぼ横ばいの状況となっております。また、昨年度の中学校の認定者総数は1,661人で、認定率は19.89%となっておりますが、今年度は認定者総数を1,734人と見込んでおり、認定率は20.24%となります。認定者総数は73人の増で、認定率は0.35%の増となっております。在籍生徒数につきましては、小学校同様、若干増加しておりますが、認定率については微増しております。小学校、中学校の合計では、認定者総数は96人の増で、認定率は昨年度が23.87%で、今年度の見込みが23.69%になり、0.18%の減となっておりますので、よろしく申し上げます。

橋本紀子議員

認定率については横ばい、あるいは全体としては0.18%の減ということですが、今のお答えですと、分母が、児童数が若干ふえているということで、率はそのようですけれども、生徒数、児童数で言えばふえているという状況があると思います。以前にも率について、人数についてお尋ねしたことがあったんですけれども、やはり、そういうことを言いますと、率としては今言ったことがあります、人数としても年々増加の傾向にあったと思います。増加要因について、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

四宮学務課長

就学援助の認定率の増加要因ですが、ここ数年は認定率が増加傾向にありましたが、今年度につきましては、先ほど説明させていただいたように、横ばい傾向に変わっており、景気の回復の兆候であるかとも思っております。なお、これまでの増加要因といたしましては、景気の低迷による保護者の収入減などが要因していたものと考えており、特に小学校の低学年の認定率が高くなっております。また、保護者の就学援助制度に対する意識が変わってきたことも要因の一つとして考えておりますので、よろしく申し上げます。

橋本紀子議員

そしたら、就学援助費は、景気回復があるとはいえ、現実では少しずつ上がってきていると。これは、市の財政の福祉、扶助費がどんどん上がってきていて、税収が落ちているということも、どこかでリンクしていると思っています。今後、ふえ続ける可能性があるという就学援助費について、この課題をどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っています。

四宮学務課長

就学援助制度の今後の方向性ですが、今年度、就学援助事業は、事務事業の外部評価を受けており、制度の利用者が、小学校は4人に1人、中学校は5人に1人となっており、申請認定業務を公平公正に厳正に対応することはもとより、何らかの見直しが必要と思われるとの所見をいただいております。方向性としては、大幅に改善となっております。私たちは、この評価内容などを踏まえ、今後につきましては、関係法令等の趣旨や財政状況を勘案し、他市の状況を踏まえ、認定限度額、支給額などの見直しの方向性について、考えていかなければならない課題であると認識しておりますので、よろしく願いいたします。

橋本紀子議員

最後、感想と要望です。財政状況が現実にあるんですけども、この就学援助費、あるいは子どもの就学にかかわる費用というのは、これは義務教育における援助ですから、これをなくしていく、あるいはよほどの整理をして、きちっと方向性を出さないと、減額をしていくということにはならないと思っています。家庭の経済状況によって就学に支障があるということは、あってはならないことだと思います。これは感想ですけども、一方で先ほどの指定管理者制度で、とことんコストダウンをしていく。その大幅な内容が人件費になっている。そのことを市もかわりながら進めていく。あるいは、今度の行革懇で出ました集中改革プランでも、定数管理についてはさらなる見直しなど、計画に着手することが課題になっています。その行革懇の中でも、日本の21世紀ビジョンといいますか、ここがポイント新しい躍動の時代、深まるつながり、広がる機会、ということでご説明をいただきました。その中で、岐路に立つ日本ということ、この一、二年が分かれ道という講義をいただきました。避けるべきシナリオという中に、希望を持ってない人がふえ、社会が不安定化する。格差が固定化して、希望格差社会に向かうとともに、人口減少の影響で、ゴーストタウンなども出てくるなどというようなことが書かれています。やはり、就学援助費だけをとってそのようなことを言うわけにはいかないことは重々承知していますけれども、こういった若年層がどんどんと収入減になって、現行基準の中でも4分の1、4人に1人が就学援助を受けなければならないといった状況については、根本的に考えていかなければならないなということ、感想として申し上げて、質問を終わらせていただきます。